

2021年12月14日

富士通(株)およびグループ会社
健康保険担当部門幹部社員 担当者各位

富士通健康保険組合

任意継続被保険者制度および特例退職者医療制度に関する 法改正について（ご通知）

日頃より、当健康保険組合の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
先般、「事業所・健保連絡会」にてご連絡いたしました。今般、下記のとおりご通知申し上げます。
退職後の健康保険に関するご説明の際に、ご留意いただきたくお願い申し上げます。

記

1. 改正内容

- 資格喪失事由として「**被保険者からの申出**」の追加（健康保険法第38条）

健康保険組合は、被保険者から任意継続および特例退職被保険者でなくなることを希望する旨の申し出があった場合には、その**申し出が受理された日の翌月1日に、被保険者の資格を喪失（脱退）することとする。**

2. 施行時期

2022年1月1日

例) 2022年1月末までに申出が受理された場合 → 2022年2月1日資格喪失となります。

3. 法改正に伴う被保険者への周知依頼事項

1 これまでは、任意継続被保険者制度および特例退職者医療制度に加入すると、就職等の定められた事由以外（国民健康保険に加入したい等）で資格喪失することができませんでしたが、**今後は、被保険者からの申出により、任意でも脱退することができるよう**に法改正されます。

2 任意継続に加入した方で、2年満了喪失前に特例退職への加入を希望する場合は、**ご自身で任意継続を脱退するお手続きを行っていただき、改めて特例退職に加入するお手続きをお願いいたします**

3 任意に脱退した場合でも、保険料の過払い分については、返還いたします。

4.【ご参考】 任意で脱退を希望する場合のお手続きの流れ

1

「資格喪失申出書兼保険料返金請求書（任継） / （特退）」に必要事項を記入のうえ、当健康保険組合に郵送してください。
保険証は月末までお使いになれますので、上記申出書提出時には添付は必要ありません。
※申請書は、2022年1月に当健康保険組合HP（申請書一覧）に掲載します。



2

保険証は、翌月1日（資格喪失日）以降、速やかに当健康保険組合にご返却ください。



3

資格喪失日以降、「資格喪失証明書」をお送りいたします。
※「資格喪失証明書」は、国民健康保険等に加入するときに必要な書類です。

～よくある質問は次のページへ～

以上

富士通健康保険組合）任意継続・特例退職担当

内線：7129-5423, 5429, 5487

電話：044-738-3010

※音声案内【3】を押してください。

■よくある質問

1	Q	今までは、「国民健康保険に加入したい。」という理由では脱退できないと思っていましたが、任意で脱退することができるようになったのですか。
	A	はい。被保険者のお申し出により、脱退することが可能になりました。 お申し出を受理した月の翌月 1 日に資格を喪失します。

2	Q	退職後、任意継続に加入し、任意で脱退し国民健康保険に加入した場合でも、老齢厚生年金受給開始年齢に達した時点（誕生日）で、特例退職に加入することはできますか。
	A	はい。特例退職者の加入要件を満たしていれば、特例退職に加入することはできます。 ただし、改めて特例退職の加入手続きが必要になります。

3	Q	任意継続に加入し、2年満了前に老齢厚生年金受給開始年齢に到達する場合、任意継続の資格取得申請書に「特例退職への切替を希望する」と記載しましたが、今後は、どうしたら良いですか。
	A	2年満了前に特例退職への切替を希望する場合は、ご自身で老齢厚生年金受給開始年齢にあわせて、任継の脱退（任意）のお手続きをしてください。 そのあと、特例退職の加入手続きを行っていただくこととなります。 当健康保険組合から、被保険者へ切替時期に関する通知（案内）は行っていません。

4	Q	特例退職を任意で脱退して国民健康保険に加入した場合、また特例退職に加入することはできますか。
	A	再度、特例退職に加入することはできません。 年金受給権が発生してから国民健康保険に加入した場合、特例退職に加入することはできません。

5	Q	任意脱退する申請書を送付するとき、一緒に保険証は返却しなくて良いのですか。
	A	はい。申請書提出時には保険証を返却する必要はありません。 保険証は、月末までお使いになれますので、そのままお持ちください。 資格喪失日（翌月 1 日）以降、速やかに健康保険組合まで返却してください。

6	Q	保険証を早く返却すれば、「資格喪失証明書」を早く送付してもらえますか。
	A	保険証が返却されても、「資格喪失証明書」は、資格喪失日以降でないと送付することはできません。 国民健康保険への加入は、当健康保険組合の資格喪失日に遡って加入できますので、健康保険が無い期間（無保険）は発生しません。